

JSA 選手会員規約



Japan Snooker Association

第6版 2016年7月15日

第1条. 名称

特定非営利活動法人 日本スヌーカー連盟（以下本連盟という）における選手会員を「JSA PLAYER（以下本会員という）」と称します。

第2条. 目的

本連盟の活動趣旨のもと、本連盟が主催、運営または管理する日本国内でのスヌーカー競技において、円滑な試合運営と選手組織の強化を図ることを目的とします。

第3条. 会員

本会員は、本連盟が定める会員規約に同意し、本連盟が定める入会手続きをされ、本連盟が入会を認めた個人で構成されます。会員証は公益社団法人 日本ビリヤード協会（NBA）が発効するCSカードで兼用され、CSカードの登録情報としてJSA選手会員の情報が付加されます。なお、登録する氏名、住所などに関しては虚偽の記述を禁止します。また、他人に貸与もしくは譲渡するなど、不正に使用もしくはこれが発覚した場合は、即時会員資格の失効、剥奪をいたします。

第4条. 入会

本会への入会は、本連盟が定める会員規約に同意し、所定の入会申し込み手続きの上、本連盟が指定する方法により所定の年会費をご入金いただきます。

入金の確認がなされた後、本連盟より会員証を発行いたします。この会員証の発行の完了をもって入会の手続きの完了とします。

但し、手続きの事務処理などの関係上、試合の当日までに会員証が会員宛に未配達であった場合、振込み控等の提示にて本会員と同等の処置を実施いたします。

なお、退会等に伴う年会費の返金は、本連盟が認めた場合以外できません。

また、入金が行われた後でも、申込者の条件が本連盟の定める各規定・規約の全て又は一部に合致しない場合には入会をお断りする場合があります。その場合には申込者に対して速やかに年会費を返金するものといたします。ただし、申込者が負担した振込み手数料などの諸経費は返金の対象外とさせていただきます。

第5条. 会費

選手会員は年間会費として10,000円を支払うものとします。

第 6 条. 会員有効期間と更新

会員としての有効期間は、毎年 3 月末日までとします。次年度分の更新は 3 月 1 日より実施可能となります。また有効期限を過ぎての更新は 4 月 1 日～9 月末日までは 10,000 円、10 月 1 日～3 月末日までは 5,000 円となります。

第 7 条. ドーピング

1. 本連盟はドーピングを禁止します。
2. ドーピングの定義、コントロール、検査、その他のドーピングに関する事項は NBA および JOC の規約および指示に従い、本連盟および本会員は指示のあった場合には速やかに対応します。

第 8 条. 会員の特典

1. 本連盟が主催、運営または管理する競技会のエントリーフィーが割引されます。
2. 本会員が本連盟の主催又は管理するポイントランキング戦に出場した場合には試合の成績に応じてポイントが付与されます。
さらには、試合の成績または獲得ポイント及び本連盟の規約する選手の条件により国際試合への日本代表選手としての権利、或いは国際試合への選考会への出場権が与えられます。

第 9 条. 心得

会員は本会会員として本連盟の理念に照らし、理性、秩序ある行為、言動に基づく行動をするものとします。これにふさわしくない行為や言動があったと本連盟が認めた場合、会員に対し退会及び除名処置を取らせていただくものとします。

第 10 条. 禁止行為と会員資格の喪失

以下にあげる 9 項目に定める禁止事項を行った場合、若しくは該当する場合には、第 11 条に定める除名又は退会処置を適用するものとします。

1. 会員資格の譲渡、および貸与の禁止。
2. 当連盟公式サイトにおける会員限定サービスを閲覧する為の ID 及びパスワードの第 3 者への貸与及び故意の情報漏えいの禁止。
3. 当連盟の主催する競技会及び各種イベントにてその運営を著しく阻害する行為の禁止。
4. ドーピング行為およびドーピング行為の助言、指示、黙認の禁止。

5. スヌーカーおよび他のキュースポーツのプレー時におけるギャンブル行為の禁止。
6. 本連盟が指定する競技会、イベント等での撮影機材による撮影の禁止。
7. 本連盟が撮影を許可するイベントにおいて撮影した写真、および画像等の転売禁止。
8. 本連盟の名誉を汚し、もしくは秩序を乱したとき。
9. 本連盟及び各会員に対し、誹謗中傷が認められるとき。
10. 死亡したとき。

第11条. 除名退会処置

第10条に定める1～9の禁止事項を本会員が行った場合には本連盟の理事会審議の元、除名処分を適用できるものといたします。また、除名処分の解除に関しては本連盟理事会の承認を得て行なうものといたします。第10条の10に記載する会員死亡の場合には退会処置を行いません。尚、これ以外に本会員の申し出による退会申請は受け付けますが、年会費の返還は行ないません。

第12条. 個人情報

2005年4月1日施行の『個人情報の保護に関する法律』（『個人情報保護法』）に基づき本会に登録していただく「氏名・住所・電話番号・生年月日・メールアドレス」等の個人を特定できる情報は、本会員の「個人情報」にあたります。ご入会時にお預かりする個人情報は本連盟のものではなく、会員の皆様一人一人のものであり、個人情報を管理する本連盟は「使用の目的・範囲」「管理体制」「セキュリティ状況」などを会員の皆様にお知らせして、法律を遵守して管理いたします。

この『個人情報保護法』に対応するべく、本会員の皆様へのお約束となるのが、別紙の「個人情報の取り扱い（プライバシーポリシー）」（以下本規定という）です。

ご入会の際は、必ずこの本規定をご確認下さい。会費をご入金いただいた方は、本規程の内容をご了承いただいたものと判断いたします。

第13条. 会員規約の改定

選手会員規約の内容は、総会もしくは理事会の決定により随時、追加または変更ができるものとします。

なお、会員への選手会員規約の変更のお知らせは、本連盟公式ウェブサイト上で告示いたします。

個人情報の取り扱い（プライバシーポリシー）

<1. 個人情報保護についての取組み>

本連盟は、個人情報保護を徹底するために以下の活動を行ないます。

1. 本連盟役員および全ての本連盟スタッフは、個人情報に関する法令を遵守します。
2. 個人情報保護管理責任者を選任し、合理的な範囲内で個人情報の厳重な管理を行います。
3. 個人情報保護監査責任者を選任し、個人情報保護に関する監査を実施します。
4. 監査結果に基づき、本連盟の規程、運用を改善します。

<2. 個人情報の取り扱いについて>

1. 収集、利用、提供については、収集時に利用目的を明らかにし、収集した個人情報は、その利用目的の範囲内で使用します。
2. 個人情報に対し、開示・訂正・中止を求められたときは、合理的な期間、妥当な範囲内で速やかに対応します。
3. 個人情報の管理については、不正アクセス、紛失、改ざん、漏えいなどの問題が起きないように適切に取扱います。

<3. 個人情報の第三者への提供について>

本連盟は、個人情報を保護するために、個人情報を適切に管理し、以下の何れかに該当する場合を除き、第三者に開示いたしません。

1. 本連盟の運営上の目的、および競技の普及発展を目的とした場合。

本連盟運営の目的上、本連盟運営の競技会参加者の個人情報は、本連盟によってマスコミ、NBA（日本ビリヤード協会）、JOC（日本オリンピック委員会）、その他関連組織等へ提供することがあり、マスコミ、本連盟の公式サイトまたはその他のインターネット上で一般公開されることがあります。提供および公開される情報は以下の内容になります。

住所・氏名・電話番号・性別・年齢・写真・映像・競技会の記録と成績

ただしマスコミでの公開（記事・放映）とインターネット上での情報公開では住所と電話番号は公開いたしません。尚、住所については地域名（都道府県、市区郡町）を公開する場合があります。

2. 法的要請

法令により、前記載以外の第三者に個人情報を開示するよう要請されることがあります。

司法機関または行政機関等から本連盟が法的義務を伴う要請を受けた場合には個人情報を開示することがあります。

<4. 選手の個人情報開示の義務について>

本連盟が主催または管理する競技会出場選手は、前記「3. 個人情報の第三者への提供について」の「1.本連盟の運営上の目的、および競技の普及発展を目的とした場合。」に記載されている内容について了承していただきます。

各競技会にエントリーを行った時点で、これらに関して同意したとみなします。